

○勝山市環境基本条例
平成15年3月28日
条例第19号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
 - 第2章 基本的施策(第7条—第20条)
 - 第3章 環境審議会(第21条—第32条)
 - 第4章 雑則(第33条)
- 附則

雄大な自然と豊かな遺産に恵まれた私たちのふるさと勝山市は、先人たちが四季織り成す美しい景観の中で、その自然の恩恵を受けながら大切に育んできたものである。私たちの誇りである緑豊かな白山山系の山並みと、清らかな九頭竜川の大河を目にしたとき、平泉寺白山神社の杉巨木にたずみ静寂に浸るとき、誰もがこの雄大な景観に心を洗われるに違いない。そして誰もが、これらの貴重な自然と遺産がいつまでも大切に保存されなければならないと願望望むはずである。しかしながら、これまでの私たちは、ややもするとこれらの自然と遺産に思い入れることなく、豊かさや便利さを求めて、限りある資源を大量に消費し、不要物を無責任に廃棄してきた。そして今や、このような身近な環境汚染が積み重なった結果、地球規模となって取返しのつかない事態になろうとしている。私たちが幼いころ水遊びをした清流や駆け回った山野にはごみが散乱し、身近なところにいた蛍やメダカなどの姿が見えなくなって、もうどれくらいの月日が経つだろうか。私たちが今出来ることは何か。それは、すべてのものが自らの環境に対する役割と責任を自覚し、地球規模で考えながら、身近なところから環境を守る行動をおこすことである。自らの生活環境を見直し、この豊かな自然を守り、先人が守り育ててきた歴史や文化、産業などの貴重な遺産を保存するとともに、地域の更なる活性化を図り、次の世代に引継ぐことである。このような認識の下に、市民、事業者、市などの責務を明らかにし、すべてのものが一体となって、自然との共生を図りながら、地域の特性を生かした環境への負荷の少ない夢と魅力のあるふるさと勝山のまちづくりを推進していくために、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、清らかな水が流れ、緑々とした山々が連なる歴史ある本市の環境の保全と創造(以下「環境の保全」という。)について、基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者及び市を訪れた者をいう。
- (2) 事業者 市内において商業、工業その他の事業を営む者、市内において営利を目的としない活動を行う者及び市内に存する土地又は建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭により、人の健康、自然環境又は生活環境に被害が生ずることをいう。
- (6) 自然環境 清らかな水と豊かな緑と新鮮な空気を維持確保するための環境をいう。
- (7) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- (8) 環境物品 環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、地球資源が有限であることを認識し、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動及び身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関し、国、県その他の関係機関と連携し、地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、社会経済活動に際して、環境の保全に資する取組を自ら率先して実施する責務を有する。
- 3 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市民、事業者等の参加及び協力の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活又は市の区域における活動が、良好な環境の保全に密接にかかわっていることを深く認識し、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動が、良好な環境の保全に密接にかかわっていることを深く認識し、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、その所有し、又は管理する土地若しくはその他の工作物を適正に管理するとともに、環境の保全のために最善の努力を払わなければならない。

第2章 基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関し、第3条に定める基本理念ののっとり、次の各号に掲げる事項についての施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置に関すること。
- (2) 水、大気、土壌その他の自然の構成要素の保全に関すること。
- (3) 河川、水辺、農地、森林その他の自然環境の体系的な保全に関すること。
- (4) 野生生物の保護など多様な生物との共生及び自然とのふれあいの推進に関すること。
- (5) 緑化の推進など自然と調和した良好な景観の形成に関すること。
- (6) 地域ごとの歴史、文化、産業及び自然遺産の整備保存と活性化に関すること。
- (7) 水源のかん養対策、生活排水の適正化その他の健全な水循環の確保に関すること。
- (8) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること。
- (9) 廃棄物の減量、リサイクルの推進その他の循環型社会形成の推進に関すること。
- (10) 環境物品等の購入促進に関すること。
- (11) 市民及び事業者の環境管理の促進に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、環境負荷への低減に関すること。

(市の施策策定に当たっての配慮)

第8条 市は、市が講ずる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ勝山市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成等)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響の評価について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の充実)

第12条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査研究の充実を図るよう努めるものとする。

(監視体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の推進)

第14条 市は、関係機関と協力して、市民及び事業者が環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学習が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの方で組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、リサイクル活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講

ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第14条に定める環境教育及び学習の推進、前条に規定する民間団体等の自発的活動の促進並びに健康で文化的な生活の確保のため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第17条 市は、環境の保全に関する施策に、市民の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全の推進)

第18条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、広域的な取組みが必要とされる環境の保全等に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、勝山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他環境の保全に関する基本的な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第23条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境の保全に関し学識経験を有する者 若干名
- (2) 市議会議員 若干名
- (3) 各種団体の代表者 若干名
- (4) 関係行政機関の職員 若干名
- (5) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、専門的知識を有する特別委員を委嘱することができる。

(任期)

第24条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

2 市長は、特別委員が当該特別の事項に関する調査、審議を終了したときは、その職を解くものとする。

3 市長は、委員及び特別委員に職務上支障があると認めるときは、その職を解くことができる。

(役員)

第25条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第23条第1項の規定により、委員が委嘱された後、最初に招集する審議会は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第27条 審議会に、専門事項等を調査、審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員及び特別委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、所掌事項を掌握し、その結果を会長及び審議会に報告する。

5 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長と協議して定める。

(準用)

第28条 第26条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第29条 審議会及び部会は、必要があるときは、議事に関係のある者の出席を求めて、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第30条 審議会に幹事若干名をおき、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、勝山市環境保全担当課において処理する。

(雑則)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(その他)

第33条 この条例に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(勝山市環境保全審議会設置条例の廃止)

2 勝山市環境保全審議会設置条例(昭和47年条例第19号)は廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の、勝山市環境保全審議会設置条例第3条の規定により委嘱された勝山市環境保全審議会の委員は、この条例第23条の規定に基づき委嘱されたものとして読み替える。